

事業名	じん肺等対策事業						事業番号	24
実施主体	特殊健康診断機関							
施策概要	<p>石綿取扱い事業等の有害業務に従事し、離職した労働者に対し、労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を実施する。</p> <p>※ 平成20年度からは「危険有害な特定化学物質対策の推進事業」を一部廃止の上統合し、石綿にかかる実態調査、ばく露防止対策の検討等を行う。</p> <p>※ 平成20年度からは「呼吸用保護具の性能の確保のための買取り試験の実施」を統合し、呼吸用保護具の性能を確保するため、防じんマスク及び防毒マスクについて、流通過程において買取りを実施し、「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」に定める試験を実施する。</p>							
予算額	17年度	434,012千円	18年度	520,881千円	19年度	797,029千円	20年度	1,074,951千円
19年度成果目標	離職後健診の受診率を59.7%以上にする。（受診率とは、延べ受診者数を健康管理手帳交付者数で除したものに100を乗じたもの）							
19年度実績	受診率：71.3%（平成18年度：59.7%）							
評価	目標を達成し、有害業務従事労働者の離職後の健康管理に効果があったことから、引き続き事業を実施する必要がある。							
20年度成果目標	アウトカム目標	<p>① 離職後健診の受診率を61.0%以上にする。</p> <p>② 抜き打ちによる買取り試験を行い、表示の不具合等軽微な不具合以外の不具合がある呼吸用保護具の割合を5%以下とする。更に規格に適合しない重大な欠陥を生じない状態を維持する。</p> <p>③ 石綿ばく露防止対策に係る説明会参加事業場において、「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に基づく対策に取り組む割合を90%以上にする。</p>						
	アウトプット目標	<p>① 石綿健康管理手帳の新規交付数を3,370件（H19実績）以上とする。</p> <p>② 型式の計画買取り総数に対する買取率を100%とする。</p> <p>③ 石綿ばく露防止対策に係る説明会を8回実施する。</p>						
備考	-							

事業名	危険有害な特定化学物質対策の推進事業 (平成20年度より、一部廃止の上、「じん肺等対策事業」に統合)						事業番号	25
実施主体	建設業労働災害防止協会、日本作業環境測定協会							
施策概要	石綿、ダイオキシン類、シックハウス関連化学物質対策の充実を図るため、これらの危険有害な化学物質にかかる実態調査、ばく露防止対策の検討等を行う。							
予算額	17年度	194,885千円	18年度	354,709千円	19年度	211,338千円	20年度	
19年度成果目標	石綿ばく露防止対策に係る説明会参加事業場において、「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に基づく対策に取り組む割合を90%以上にする。							
19年度実績	今後実施する者も含め、98.8%が実施するとしている。							

評 価	「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に基づく対策に取り組む割合を90%以上にする。」との目標は達成され、効果的な事業であったと評価できる。						
備 考	-						

事 業 名	「呼吸用保護具の性能の確保のための買取り試験」実施事業 (平成20年度より、「じん肺等対策事業」に統合)					事 業 番 号	26	
実 施 主 体	(社) 産業安全技術協会							
施 策 概 要	呼吸用保護具の性能を確保するため、防じんマスク及び防毒マスクについて、流通過程において買取りを実施し、「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」に定める試験を実施する。							
予 算 額	17 年 度		18 年 度	61,176 千円	19 年 度	35,131 千円	20 年 度	
19 年 度 成 果 目 標	抜き打ちによる買取り試験を行い、表示の不具合等軽微な不具合以外の不具合がある呼吸用保護具の割合を5%以下とする。							
19 年 度 実 績	4.88%							
評 価	目標を達成しており評価できる。更に、不具合のあった事案についても、メーカーに対して早急に対応するよう指示し自主的に改善を求めている。							
備 考	-							

事 業 名	労働者の健康の保持増進対策事業 【平成20年度重点的目標管理事業】					事 業 番 号	27	
実 施 主 体	中央労働災害防止協会、(財) 産業医学振興財団、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所、(社) 全国労働衛生団体連合会、(学) 産業医科大学							
施 策 概 要	過重労働対策及びメンタルヘルス対策を推進するため、事業場に対する具体的取組手法の普及啓発、対策を推進する人材育成、専門家による支援等各種支援事業を実施する。							
予 算 額	17 年 度	339,716 千円	18 年 度	366,954 千円	19 年 度	1,148,917 千円	20 年 度	1,097,031 千円
19 年 度 成 果 目 標	① メンタルヘルス支援事業を利用した事業場において、当該支援を踏まえ新たなメンタルヘルス対策に取り組む割合を86.7%以上にする。 ② THPのデモンストレーション事業を利用した事業場から、当該事業を利用した結果、「有効、有用であったことから、今後も続けて取り組むこととする。」との回答の割合を80%以上にする。							
19 年 度 実 績	① 93.9% (228事業場中、214事業場) (目標達成) ② 当該事業を踏まえ、労働者の健康の保持増進に取り組む割合：89.6% (202事業場中、181事業場) (目標達成)							
評 価	① メンタルヘルス支援事業について目標を達成し、一層のメンタルヘルス対策の推進するためには、事業場からの募集方法等を検討し、改善する必要がある。 ② THPのデモンストレーション事業について目標を達成し、募集方法及びその実施方法等を検討し、事業場からの募集方法等を検討し、改善する必要がある。							

20年度 成果 目標	アウトカム 指 標	① メンタルヘルス支援事業を利用した事業場において、当該支援を踏まえ、新たなメンタルヘルス対策に取り組む割合を86.7%とする。 ② T H Pのデモンストレーション事業を利用した事業場において、当該支援事業を踏まえ、労働者の健康の保持増進に取り組む割合を80%とする。 ③ 上記事業を利用した事業場から、事業を利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を80%以上にする。
	アウトプット 指 標	① メンタルヘルス支援事業について、専門家の派遣回数を1,400回に達するようにすること。 ② T H Pのデモンストレーション事業について、健康指導の延べ回数を7,500回に達するようにすること。
備 考	-	

事 業 名	快適職場形成促進事業	事業番号	28					
実 施 主 体	中央労働災害防止協会							
施 策 概 要	喫煙対策をはじめ快適な職場環境の形成を図るため、快適職場指針及び喫煙対策ガイドラインの周知、アドバイザーによる快適職場推進計画の認定に係る業務（申請事業場に対する助言、計画の審査等）を行う。							
予 算 額	17 年 度	457,434 千円	18 年 度	423,761 千円	19 年 度	397,868 千円	20 年 度	318,051 千円
19 年 度 成 果 目 標	① 快適職場推進計画の認定件数を年間3,210件以上とする。 ② 職場における喫煙対策の実施率を88.2%以上とする。							
19 年 度 実 績	① 快適職場推進計画の認定件数：3,082件 ② 職場における喫煙対策の実施率：89.4%							
評 価	快適職場推進計画の認定件数については、目標数値をやや下回ったが、ほぼ同様の水準であるなど事業場における快適な職場環境の形成に一定の効果を上げており、さらなる労働者の安全と健康の確保のため、継続事業場に対する制度の周知や計画策定の働きかけの方策について検討し、引き続き事業を実施する必要がある。							
20年度 成果 目標	アウトカム 指 標	① 快適職場推進計画の認定件数を年間3,210件以上とする。 ② 職場における喫煙対策の実施率を89.4%以上とする。						
	アウトプット 指 標	都道府県快適職場推進協議会の開催率を100%とする。（地域の特徴を考慮し、関係機関の啓発も兼ねつつ当該地域の快適な職場環境の形成促進の方策等を検討するための会議。）						
備 考	-							

事 業 名	地域産業保健センターの整備事業	事業番号	29
実 施 主 体	郡市区医師会		

施 策 概 要	小規模事業場における労働者の健康確保のため、全国347カ所に地域産業保健センターを設置し、労働安全衛生法第19条の3に規定されている小規模事業場における労働者の健康管理に係る国の援助として、健康相談、情報提供等を実施する。							
予 算 額	17 年 度	2,445,951 千円	18 年 度	2,460,207 千円	19 年 度	2,082,177 千円	20 年 度	2,202,477 千円
19 年 度 成 果 目 標	① 健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については53,695人以上、事業者等については23,065人以上とする。 ② 「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」を利用した労働者、事業者等について、相談等を踏まえた健康管理又は事業場における健康管理に取り組む割合を86.5%以上にする。							
19 年 度 実 績	① 労働者 56,962人、事業者等 22,342人 ② 相談等を踏まえた健康管理又は事業場における健康管理に取り組む割合 78.5%							
評 価	一部目標を達成できなかったものの、健康相談窓口を利用した労働者等の健康確保やメンタルヘルスケア支援に一定の効果を上げており、実績の低いセンターにおいてセミナー等の内容を見直しを行う等の改善を図り、引き続き事業を実施する必要がある。							
20 年 度 成 果 目 標	ア ウ ト カ ム 指 標	① 健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については56,963人以上、事業者等については23,065人以上とする。 ② 「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」を利用した労働者、事業者等について、相談等を踏まえた健康管理又は事業場における健康管理に取り組む割合を86.5%以上にする。						
	ア ウ ト プ ッ ト 指 標	健康相談窓口の実施回数を26,378（H19年度実績26,377回）回以上とする。						
備 考	-							

事 業 名	小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業					事 業 番 号	30		
実 施 主 体	中央労働災害防止協会								
施 策 概 要	小規模事業場における安全衛生活動を促進するため、小規模事業場を主な構成員とする団体等に対し、団体が自主的に行う安全衛生活動に対し支援を行う。								
予 算 額	17 年 度	983,833 千円	18 年 度	890,386 千円	19 年 度	719,148 千円	20 年 度	602,240 千円	
19 年 度 成 果 目 標	事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害（休業4日以上）の発生件数を50%以下にする。								
19 年 度 実 績	平成17年度登録団体事業場 事業開始時（平成16年度）と事業終了後（平成19年度）を比較した場合における労働災害発生件数減少率：28.8%								

評価	<p>全国の50人未満規模の事業場における労働災害減少率が5%程度である一方、本事業による支援を受けた団体の労働災害減少率は28.8%であることから、本事業の効果は確実に得られているものとする。また、第11次労働災害防止計画においては、5年後の労働災害による死傷者数を15%以上減少させるという目標を掲げているところ、本事業においては、より高い目標値を掲げ、全体の労働災害発生件数の確実な減少に大きく寄与しようとするものとしている。</p> <p>このように、本事業が一定の成果を上げており、また、今後も小規模事業場において自主的な安全衛生活動が実施できるよう体制整備のための支援は必要不可欠であるため、労働災害の発生件数の多い団体が優先して選定されるよう登録団体の選定方法について見直しを行う等の改善を図り、引き続き事業を実施する必要がある。</p>
20年度成果目標	<p>アウトカム指 事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害（休業4日以上）の発生件数減少率を30%以上にする。</p> <p>アウトプット指 構成事業場会議の実施率を100%とする。（団体を構成する事業場が参集し、たんぼぼ計画の趣旨、安全衛生活動計画の内容等を理解し、安全衛生活動に対する意識を高めることによって団体活動を促進させることを目的とする会議。）</p>
備考	—

事業名	化学物質管理の支援体制の整備 【平成20年度重点的目標管理事業】	事業番号	31					
実施主体	中央労働災害防止協会							
施策概要	GHSに対応した化学物質管理マニュアル作成、GHSに対応したモデル表示・モデルMSDS（化学物質等安全データシート）の作成、リスクアセスメント及びMSDS作成担当者等の人材養成研修等の支援事業を行うとともに、国が定める化学物質のリスク評価を行い、事業者が行う化学物質管理の充実に資する。							
予算額	17年度	201,526千円	18年度	211,896千円	19年度	234,344千円	20年度	405,049千円
19年度成果目標	化学物質のリスクアセスメント及びMSDSに係る研修参加事業場において、化学物質のリスクアセスメント等研修内容に基づき取り組む割合を80%以上にする。 また、労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づく告示に示された10物質について確実にリスク評価書を作成する。							
19年度実績	化学物質のリスクアセスメント等研修内容に基づき取り組む割合：85% 10物質についてリスク評価検討会報告書を作成し公表							
評価	研修参加事業場において、化学物質のリスクアセスメント等研修内容に基づき取り組む割合は、目標を上回る85%であり、効果的な研修であったと評価できる。また、10物質についてリスク評価検討会報告書を作成し公表し、本年度、その結果に基づき、必要な規制の拡充等を図っていくこととしており、化学物質による労働者の健康障害の防止対策等の進展が期待できる。							
20年度成果目標	アウトカム指	① 化学物質のリスクアセスメント及びMSDSに係る研修参加事業場において、化学物質のリスクアセスメント等研修内容に基づき取り組む割合を90%以上にする。 ② 上記の研修参加事業場において、研修が有用、有効であったとする割合を90%以上とする。						
20年度成果目標	アウトプット指	労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示（H19.11改正）に定める44物質のうち、有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価を実施する。						

備考	—
----	---

事業名	化学物質の有害性調査等事業	事業番号	32					
実施主体	中央労働災害防止協会							
施策概要	化学物質について、実験動物を用いたがん原性試験を実施する。さらに、実験動物を用いた長期吸入試験等を行う施設として、昭和57年に、国が設立した日本バイオアッセイ研究センターについて、定期的に国の委託による試験の対象物質の変更を行うことから、これに伴う試験設備の変更を行う。また、施設建設から約20年を経過し施設の老朽化が進んでいることから実験の継続に必要な不可欠な試験関連の設備を計画的に改修する。							
予算額	17年度	1,189,757千円	18年度	1,135,418千円	19年度	1,101,251千円	20年度	1,064,656千円
19年度成果目標	委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、平成19年度試験が終了する予定2物質について、試験結果を公表する。							
19年度実績	19年度に長期発がん性試験が終了した、2-フェノキシエタノール及び1-プロモブタンについて、既に試験結果報告書が提出されており、既にホームページに公表済である。							
評価	安衛法G L Pに則った信頼性の高い発がん性試験が適正に実施され、その結果が公表されることは、安衛法第57条の5に定める国の努力義務を果たすものとして評価できる。							
20年度成果目標	アウトカム目標	—						
	アウトプット目標	委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、平成20年度に試験が終了する予定2物質について、試験結果を公表する。						
備考	—							

事業名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金	事業番号	33					
実施主体	(独)労働安全衛生総合研究所							
施策概要	事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。							
予算額	17年度		18年度	1,679,843千円	19年度	1,694,452千円	20年度	1,697,149千円
19年度成果目標	独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標を達成する。(対象期間：平成18年4月～平成23年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施し、学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を、それぞれ年間340回以上及び170報以上報告とする。							

19年度実績	講演・口頭発表等：369回（目標の約1.1倍）、論文発表等：333報（目標の約2.0倍）
評価	独立行政法人評価委員会では、「平成19年度の業務実績については、研究成果が国の基準に反映されたこと、国際学術雑誌等に掲載された労働安全衛生に関する研究成果についてインターネットを通じて発信したこと、行政からの労働災害の原因調査等の依頼に着実に対応したことなど多くの社会的貢献を行ったことなどから、研究所の目的である『職場における労働者の安全及び健康の確保』に資するものであり、高い水準で業務を実施したと評価できる」との評価結果を得ている。
20年度成果目標	アウトカム目標 独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標を達成する。（対象期間：平成18年4月～平成23年3月）なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施し、学会発表（事業者団体における講演等を含む。）及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ年間340回以上及び170報以上報告とする。
	アウトプット目標 基盤的研究の課題数を前中期目標期間平均数の8割以下を目標とし、プロジェクト研究に重点化を図る。
備考	予算額は運営費交付金の額。

事業名	労働災害防止対策費補助金	事業番号	34					
実施主体	労働災害防止団体（6団体）							
施策概要	事業主の自主的な労働災害防止の活動を促進するための中心団体として労働災害防止団体の規定により設立された労働災害防止団体（6団体）が実施する事業主等の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行うもの。							
予算額	17年度	2,783,615千円	18年度	2,643,318千円	19年度	2,531,970千円	20年度	2,490,615千円
19年度成果目標	① 労働災害防止団体における安全衛生管理活動（個別事業場指導）を1,858回以上実施する。 ② 全国産業安全衛生大会の参加者数を、11,000人以上とする。 （平成20年度から第11次労働災害防止計画が始まることから、20年度以降の成果目標については、当該計画に準じた具体的災害件数の減少といった目標を設定することを検討）							
19年度実績	① 実施回数：1,972回 ② 参加人数：13,023人							
評価	目標を達成しており、事業主の労働災害防止活動に対する技術的支援や労働安全衛生に関する教育・講習などにより、事業場の安全衛生水準の向上に効果をあげており、さらなる労働者の安全と健康の確保のため、引き続き事業を実施する必要がある。 なお、効率化を進め補助に係る一般管理費を10%相当削減する等により、経常的経費に係る補助金及び委託費を、今後5年間（平成18年から平成22年度まで）で10%削減することとしている。							

20年度 成果 目標	アウトカム 指 標	① 労働災害防止団体における安全衛生管理活動（個別事業場指導）を1,900回以上実施する。 ② 業種別労働災害防止団体においては、業種ごとの労働災害による死亡者数について、平成19年と比して4%以上減少させる。
	アウトプット 指 標	労働災害防止に関する教育研修等の参加者数を39,240人以上とする。
備 考	—	

事 業 名	産業医学振興経費	事 業 番 号	35					
実 施 主 体	(財) 産業医学振興財団							
施 策 概 要	産業医学の振興と産業医の養成・確保を図るため、産業医科大学の運営に対する助成、産業医として必要な知識等を習得するための研修の実施等の事業について補助を行うもの。							
予 算 額	17 年 度	7,679,158 千円	18 年 度	7,003,706 千円	19 年 度	6,310,984 千円	20 年 度	6,058,235 千円
19 年 度 成 果 目 標	① 国家試験情報の収集、結果の分析、授業担当教員への情報伝達等各教員が共通認識に立ち学生指導を行う体制を整備するとともに、高い教育水準を達成することにより、医師国家試験の合格率については常に全国大学医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。 ② 実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上を純増させる。							
19 年 度 実 績	① 合格率：4位（前年：23位） ② 産業医数：27名増加（平成19年7月1日現在：360名（前年333名））							
評 価	目標を達成しており、優秀な産業医の輩出に当たって根底をなす医学教育の充実が図られ、また、産業医学教育の実施による実践能力の高い産業医の養成・確保に効果をあげており、さらなる職場における労働衛生水準の向上や労働者の健康の維持促進のため、引き続き事業を実施する必要がある。 なお、産業医科大学の中期目標・中期計画（計画期間：平成16年度～平成21年度）において、効率的な施設運営、事務の合理化、人員配置の適正化等を進め、補助に係る一般管理費（人件費を除く。）及び事業費について、中期目標・中期計画の最終年度までに一般管理費16.25%及び事業費6.25%縮減することとしている。							
20年度 成果 目標	アウトカム 指 標	① 実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。 ② 認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学・医学部卒業者に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会の受講者のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を80%以上とする。						
	アウトプット 指 標	① 医師国家試験の合格率については常に全国大学医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。 ② 産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を500人以上とする。 ③ 企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般人向け公開講座や産業医活動に関心を持つ者に対してオープンキャンパスを実施し、これら講座等の参加者を700人以上とする。						
備 考	—							

事業名	特定分野における労働者の労働条件の確保・改善対策事業						事業番号	36
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署							
施策概要	労働者の労働条件の確保・改善対策については、主として定期監督において、個別事業場に対し、法の履行を図らせているところであるが、定期監督のみでは限りがあることから、集团的に指導することにより法の履行確保を図っている。							
予算額	17年度	218,000千円	18年度	167,000千円	19年度	100,000千円	20年度	101,000千円
19年度成果目標	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得る。							
19年度実績	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を87%得た。							
評価	平成19年度における本事業の目標は達成したところであるが、平成20年度においても、適切な引き続き適切な指導を行う、							
20年度成果目標	アウトカム目標	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得ること。						
	アウトプット目標	平成18年度事業において把握した有期契約労働者に係る問題点等を踏まえ、対象事業場のうち、具体的な改善を図るための指導援助を実施した事業場の割合を80%以上とする。						
備考	-							

事業名	有期契約労働者就業環境改善プロジェクト (平成19年度限り廃止事業)						事業番号	37
実施主体	都道府県労働局							
施策概要	有期労働契約に関する法令等制度の内容を周知啓発するとともに、都道府県労働局に「労働条件確保改善推進委員会」を設置し、当該地域における有期契約労働者の就業環境の改善に向けた全体計画を策定し、地域の事業主団体に、①改善を進める事業場（対象事業場）の選定、②対象事業場における有期労働契約に係る制度の問題点（労働条件、健康診断・安全衛生教育の実施状況、福利厚生、教育訓練等における正規雇用者との間の格差等）の把握及び改善に向けた計画（改善計画）の策定、③改善計画に沿った具体的な取組の推進を行う。							
予算額	17年度		18年度	200,714千円	19年度	158,228千円	20年度	
19年度成果目標	平成18年度事業において把握した有期契約労働者に係る問題点等を踏まえ、対象事業場のうち、具体的な改善を図るための指導援助を実施した事業場の割合を80%以上とする。							
19年度実績	指導援助を実施した事業場の割合：89%							
評価	平成19年度における本事業の目標は達成した。							

備 考	-								
事業名	未払賃金の立替払事業						事業番号	38	
実施主体	(独)労働者健康福祉機構								
施策概要	未払賃金の立替払制度は、企業が「倒産」したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について事業主に代わって支払うものである。								
予算額	17年度	18,141,376千円	18年度	18,728,141千円	19年度	17,014,606千円	20年度	16,108,811千円	
19年度成果目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月~平成21年3月)。なお、平成19年度における目標は以下のとおり。</p> <p>① 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均30日以内を堅持する。</p> <p>② 再建型の民事再生事案等については、債務承認書又は弁済計画書未提出ないし弁済不履行のすべての再生債務者等に対して、提出督促及び弁済督促を行う。</p>								
19年度実績	<p>① 立替払の迅速化として、支払までの期間を対前年度比3.0日短縮して、25.6日とした。</p> <p>② 立替払金の求償について、債権の回収を図るため、再建型の民事再生事案等について、債務承認書又は弁済計画書が提出されない再生債務者等136事業所全体について計158回の提出督促を実施した。また、指定期日に弁済が行われていない205事業所全体について計279回の弁済督促を実施した。</p>								
評価	目標を達成しているが、企業が倒産した場合において労働者の救済を早期に図り、労働者の生活の安定を図る施策(セーフティーネット)として定着しており、また、本事業の利用実績が高水準で推移していることから、引き続き実施する必要がある。								
20年度成果目標	アウトカム目標	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月~平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 ① 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を「平均30日以内」を堅持し、平成19年度実績を定着させる。							
	アウトプット目標	<p>① 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均30日以内を堅持し、平成19年度実績を定着させるため、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則週1回の立替払を堅持する。</li> <li>・審査マニュアル等の内容の充実や研修等を実施し、審査業務の標準化を図る。</li> <li>・ホームページの一層の充実、パンフレットの見直しを行う。</li> </ul> <p>② 立替払債権の確実な回収を図るため、民事再生事案等について、債務承認書又は弁済計画書未提出ないし弁済不履行のすべての再生債務者等に対して、提出督促及び弁済督促を行う。</p>							
備 考	-								
事業名	働き方改革トータルプロジェクトの推進事業						事業番号	39	
実施主体	都道府県労働局								
施策概要	働き方の見直しにより、長時間の是正に取り組む中小企業に対して助成金を支給する。								
予算額	17年度		18年度		19年度	222,335千円	20年度	387,941千円	
19年度成果目標	本事業の実施事業主のうち、本事業により具体的に長時間労働の是正が図られているとする事業主の割合を80%以上とする。								

19年度実績	具体的に長時間労働の是正が図られているとする事業主の割合：83%	
評価	平成19年度における本事業の目標は達成したところであるが、引き続き、長時間労働の是正を効果的に推進するため、平成20年度においても、適切な事業運営を図る。	
20年度成果目標	アウトカム指標	本事業の実施事業主のうち、事業終了時に、本事業の実施により具体的に長時間労働の是正が図られたとする事業主の割合を85%以上とする。
	アウトプット指標	中小企業労働時間適正化促進助成金の支給決定件数を100件以上とする。
備考	-	

事業名	過重労働解消に向けた取組の推進事業	事業番号	40
実施主体	中央労働災害防止協会		
施策概要	総労働時間の長い業種・企業系列等の中から選定した企業集団に対し、過重労働による健康障害防止等について安全衛生管理の専門家による助言指導を実施する。		
予算額	17年度	18年度	19年度 278,646千円 20年度 279,388千円
19年度成果目標	本事業の実施対象事業場のうち、具体的な改善を図るための助言指導等を実施した割合を80%以上とする。		
19年度実績	具体的な改善を図るための助言指導等を実施した割合：90%		
評価	平成19年度における本事業の目標は達成したところであるが、引き続き、過重労働による健康障害防止対策を効果的に推進するため、平成20年度においても、適切な事業運営を図る。		
20年度成果目標	アウトカム指標	助言・指導を実施した結果、本事業の実施対象集団のうち、過重労働による健康障害防止に関して改善が図られた集団の割合を90%以上とする。	
	アウトプット指標	本事業の実施対象事業場のうち、具体的な改善を図るための助言指導等を実施した割合を90%以上とする。	
備考	-		

事業名	労働時間等相談センター事業の推進						事業番号	41
実施主体	(社) 全国労働基準関係団体連合会							
施策概要	主要都市の交通至便なターミナル駅等の周辺（全国33カ所）に労働時間等相談センターを設置し、長時間労働の是正、適正な労働時間管理、職場の安全及び健康確保等に関する労使からの窓口相談、電話相談に対して助言・説明を行う。 なお、17時以降や土曜日にも相談を受け付けることにより利用者の便宜を図っている。							
予算額	17年度		18年度		19年度	398,913千円	20年度	394,592千円
19年度成果目標	① 相談件数は、53,000件以上とする。 ② 相談した結果、疑問が解消し、有益・有用であったとする割合を80%以上とする。							
19年度実績	① 相談件数：54,856件 ② 有益・有用であったとする割合：93%							
評価	平成19年度における本事業の目標は達成した。							
20年度成果目標	アウトカム指	相談した結果、疑問が解消し、有益・有用であったとする割合を平成19年度の5%増の85%以上とする。						
	アウトプット指	相談件数を平成19年度実績の5%増の55,650件以上とする。						
備考	-							

事業名	新規起業事業場就業環境整備サポート事業						事業番号	42
実施主体	(社) 全国労働基準関係団体連合会							
施策概要	新規起業事業場に労働時間制度や安全衛生体制に係る管理・諸手続についての専門家を派遣し、指導、助言を行う。							
予算額	17年度		18年度		19年度	146,330千円	20年度	143,763千円
19年度成果目標	利用した事業場のうち、具体的な就業環境の整備が図られた割合を80%以上とする。							
19年度実績	具体的な就業環境の整備が図られた割合：99%							
評価	平成19年度における本事業の目標は達成した。							

20年度成果目標	アウトカム指	利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。
	アウトプット指	サポート実施事業者数を800社以上とする。
備考	-	

事業名	労働時間等の設定改善に向けた取組の推進 【平成20年度重点的目標管理事業】						事業番号	43
実施主体	都道府県労働局、(社)全国労働基準関係団体連合会							
施策概要	<p>1 労働時間等設定改善援助事業の実施 仕事の内容や進め方にまで踏み込んだ助言・指導を行う専門家を地域の主要な事業主団体に配置し、労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業集団に対して、個々の会員事業場の実情を踏まえた指導、援助を行う。</p> <p>2 労働時間等設定改善推進助成金の支給 労働時間等の設定改善を団体的取組として行う中小企業事業主団体に対して助成を行う。</p> <p>3 仕事と生活の調和にかかる社会的気運の醸成 企業の労使や自治体の関係者の参集を求め、シンポジウムを開催する等により、関係労使をはじめ、広く国民が仕事と生活の調和の重要性や必要性を踏まえた取組を行うための社会的気運の醸成を図る。</p> <p>4 職場意識改善助成金(平成20年度新規) 労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組む中小企業事業主に対して助成を行う。</p>							
予算額	17年度		18年度	1,515,342千円	19年度	1,676,353千円	20年度	1,590,131千円
19年度成果目標	<p>1 労働時間等設定改善援助事業</p> <p>① 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ事業場全体において、年次有給休暇の平均取得率を2.5%以上上昇させる。</p> <p>② 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、所定外労働の削減について取り組んだ事業場全体において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。</p> <p>2 労働時間等設定改善推進助成金</p> <p>① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率を2.5%以上上昇させる。</p> <p>② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数を10%以上削減する。</p> <p>3 仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成 シンポジウムの参加者数を5,300人以上とする。</p>							
19年度実績	<p>1-① 2.9% (前年度: 3.2%)</p> <p>1-② 10.4% (前年度: 16.7%)</p> <p>2-① 6.4% (前年度: 2.4%)</p> <p>2-② 17.3% (前年度: 13.0%)</p> <p>3 6,311人 (前年度: 6,677人)</p>							
評価	いずれの施策についても目標を達成しており、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を促進するための支援策として有効であったと評価できる。							

20年度成果目標	アウトカム指	<p>1 労働時間等設定改善援助事業</p> <p>① 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ事業場全体において、年次有給休暇の平均取得率を2.5%以上上昇させる。</p> <p>② 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、所定外労働の削減について取り組んだ事業場全体において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。</p> <p>2 労働時間等設定改善推進助成金</p> <p>① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率を2.5%以上上昇させる。</p> <p>② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数を10%以上削減する。</p> <p>3 職場意識改善助成金</p> <p>① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主において、年次有給休暇の平均取得率を2.5%以上上昇させる。</p> <p>② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。</p> <p>4 1週60時間以上働く雇用者の割合を平成15年度(12.2%)と比較し、1割削減する。</p>
	アウトプット指	—
備考	—	

事業名	中小企業勤労者総合福祉推進事業 (廃止整理対象事業)						事業番号	44	
実施主体	中小企業勤労者福祉サービスセンター								
施策概要	中小企業による総合的な福祉事業対策の充実に向けた共同福祉事業の実施体制を確立するため、中小企業の勤労者と事業主が相協力して「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を設立し、当該センターが在職中の生活の安定、健康の維持増進、老後生活の安定等総合的な福祉事業を行うことに対し、国が補助を行い、中小企業勤労者の福祉の増進を図る。								
予算額	17年度	844,471千円	18年度	786,864千円	19年度	686,150千円	20年度	614,018千円	
19年度成果目標	<p>① サービスセンターの総会員数:96万人以上とする。</p> <p>② サービスセンターが補助した生活習慣病(成人病)検診、人間ドック受診の実施数を65,500人(18年度実績)以上とする。</p> <p>※ 労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設けることとしている。</p>								
19年度実績	<p>① 中小企業勤労者福祉サービスセンターの総会員数: 969,689人(平成20年3月末現在)</p> <p>② サービスセンターが補助した生活習慣病(成人病)検診、人間ドック受診の実施数: 46,133人</p>								
評価	<p>脳・心臓疾患や精神障害の労災認定数が増加する中、中小企業労働者の健康の維持増進に役立っていると評価されるが、事業の見直しの結果、本事業については平成18年度限りで廃止とした。(ただし、平成22年度までは経過措置を講じるものとする。)</p> <p>目標達成のため、健康管理に係る講演会・セミナー等を通じて会員に対して受診の重要性を説明し、受診者の拡大を図る必要がある。</p>								

20年度 成果 目標	アウトカム 指 標	サービスセンターの総会員数:97万人以上とする。(過去に補助を受けていたサービスセンターも含む) ※労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設け、補助開始後一定期間(15年間又は10年間)経過するまでの間、補助を継続する。
	アウトプット 指 標	サービスセンターが補助した生活習慣病(成人病)検診、人間ドック受診の実施数を46,133人(19年度実績)以上とする。 ※労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設け、補助開始後一定期間(15年間又は10年間)経過するまでの間、補助を継続する。
備 考	-	

事 業 名	中小企業退職金共済事業	事業番号	45					
実 施 主 体	(独)勤労者退職金共済機構							
施 策 概 要	労働保険特別会計労災勘定により掛金助成を行い、中小企業退職金共済制度への加入にともなう事業主負担を軽減し、退職金制度の普及を図る。							
予 算 額	17 年 度	2,207,673 千円	18 年 度	2,046,409 千円	19 年 度	1,922,017 千円	20 年 度	1,751,943 千円
19 年 度 成 果 目 標	中退制度において、中期目標期間中に、新たに加入する被共済者数を1,595,000人とする。なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 (独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標対象期間：平成15年10月～平成20年3月) 新たに加入する被共済者数を354,460人以上確保する。							
19 年 度 実 績	415,249人							
評 価	目標を達成しており、中小企業退職金共済制度の加入促進を図るために有効であったと評価される。							
20年度 成果 目標	アウトカム 指 標	在籍被共済者数が、前年度を上回る(平成19年度末2,911,000人)						
	アウトプット 指 標	新規加入被共済者数(平成20年度：400,600人)						
備 考	-							

事 業 名	個別労働紛争対策事業	事業番号	46
実 施 主 体	都道府県労働局		

施策概要	平成13年10月より施行されている、労働関係から生じるあらゆる紛争の解決促進を目的とする「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、以下の事業を実施。 1 総合労働相談窓口の運営(全国約300カ所) 2 都道府県労働局長の助言・指導 3 個別労働紛争の自主的解決の援助							
予算額	17年度	651,823千円	18年度	570,656千円	19年度	598,130千円	20年度	600,639千円
19年度成果目標	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることとし、都道府県労働局長による助言及び指導の処理期間1か月以内のもの割合93%を上回る。							
19年度実績	95.50%							
評価	達成							
20年度成果目標	アウトカム指	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることとし、都道府県労働局長による助言及び指導の処理期間1か月以内のもの割合94%を上回る。						
	アウトプット指	助言・指導申出受付件数(平成20年度計画数:6,261件)						
備考	-							

事業名	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施事業	事業番号	47					
実施主体	(財)国際研修協力機構							
施策概要	<p>「技能実習制度」は、開発途上国等に対する技能移転を図ることを目的とし、技能実習生を労働基準法上の労働者と位置づけて実習を行う制度である。近年、国際化の進展等により、我が国で就労する技能実習生の増加が顕著であり、それに伴い技能実習生に係る業務上の事故・疾病及び賃金・労働時間等就業に関する問題も増加している。</p> <p>本事業は、技能実習生受入企業に対する安全衛生、健康確保に対する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図るとともに制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とし、以下の事業を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全衛生対策検討委員会の設置</li> <li>実習生受入れ企業等に対する助言・指導等の実施</li> <li>適正な労災保険給付の確保</li> </ul>							
予算額	17年度	68,161千円	18年度	61,156千円	19年度	57,394千円	20年度	57,945千円
19年度成果目標	<p>① 安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 360件以上</p> <p>② メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 85件以上</p> <p>③ J I T C Oが実施する「技能実習生の労働災害発生状況調査」中の労災事故発生率 0.4%以下</p>							

19年度実績	① 実地指導の実施 558件 ② 実地指導の実施 90件 ③ 労災事故発生率 0.52%
評価	目標の①、②は一部達成しているが、目標の③労災事故発生率「0.4%以下」は「0.52%」であったので達成していない。この原因は、技能実習生が母国との就業環境、言語等の相違から生じる安全衛生上の問題、母国との生活習慣等の相違から、心身のストレスによる精神衛生上の問題など、日本人労働者にはない特殊な事情を有していることによる。したがって、近年技能実習生の増加に伴い労災事故・疾病件数が増加していることから、職種や地域ごとの特徴を把握する等手法を見直し、引き続き事業を効果的に実施する必要がある。
20年度成果目標	アウトカム目標 JITCOが実施する「技能実習生の労働災害発生状況調査」中の労災事故発生率 0.4%以下
	アウトプット目標 ① 安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 360件 ② メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 85件
備考	—

事業名	家内労働者の安全衛生対策事業						事業番号	48	
実施主体	都道府県労働局、(社)全国労働衛生団体連合会								
施策概要	<p>家内労働者の安全衛生を確保するため、以下の事業を実施するもの。</p> <p>1 家内労働者の災害防止状況、健康管理、作業環境等家内労働の実態を把握するため個別訪問し、適切な指導を行う。</p> <p>2 家内労働者の安全衛生・健康管理について、委託者及び家内労働者の自主的取組を促進するため、自主点検及び集団指導を行う。</p> <p>3 危険有害業務に従事する家内労働者が多くいる地域において、危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防のため、家内労働者の健康相談事業を実施する。</p> <p>4 粉じん作業等有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防のために、各都道府県労働局を通じて受診対象家内労働者をとりまとめたうえ、各都道府県にある健診機関において特殊健康診断を実施する（平成19年度限り）。</p>								
予算額	17年度	50,305千円	18年度	36,418千円	19年度	32,966千円	20年度	24,789千円	
19年度成果目標	受診勧奨に従って特殊健康診断（自己負担有り）を受診した家内労働者数を、計画する健診予定者数の80%以上とする。								
19年度実績	72.00%								
評価	目標は未達成であった。なお、特殊健康診断事業については、平成19年度限りのものである。								

20年度成果目標	アウトカム目標	安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者（委託者・家内労働者）について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を80%以上とする。
	アウトプット目標	家内労働安全衛生指導員による指導対象となる家内労働者及び委託者数、3,400人以上。
備考	—	

事業名	働く女性の母性健康管理対策推進費	事業番号	49				
実施主体	(財)女性労働協会、(独)労働者健康福祉機構						
施策概要	<p>女性労働者・企業を対象として、母性健康管理の措置の実態に関する調査を全国的に実施し、母性健康管理措置の現状や課題について分析し、母性健康管理措置を推進していくための施策の提言を行う。</p> <p>また、調査及び分析の結果を踏まえ、企業における母性健康管理に関する環境整備を進めるため、様々な媒体を活用し、女性労働者・企業等に対し母性健康管理に関する効果的な情報提供、周知・啓発を実施する。</p> <p>さらに、産業医等産業保健スタッフ・企業の人事労務担当者を対象に研修を実施し、母性健康管理に関する必要な知識やノウハウを効果的に付与することにより資質の向上を図り、企業における母性健康管理体制の整備を推進する。</p>						
予算額	17年度	18年度	54,057千円	19年度	72,081千円	20年度	64,469千円
19年度成果目標	研修を受講した産業医等の属する事業場のうち、実際に母性健康管理措置の充実等母性健康管理に関する取組みが進んだ事業場の割合を80%以上とする。						
19年度実績	83.8%						
評価	目標を達成し、企業における母性健康管理体制の整備に効果を上げており、今後も妊娠中又は出産後の女性労働者が安全に働くことができる職場環境の整備を図るため、引き続き事業の実施が必要である。						
20年度成果目標	アウトカム目標	研修を受講した産業医等の属する事業場のうち、実際に母性健康管理措置の充実等母性健康管理に関する取組みが進んだ事業場の割合を80%以上とする。					
	アウトプット目標	母性健康管理サイトのアクセス数を100,000件とする。					
備考	—						

事業名	女性と仕事総合支援事業	事業番号	50
実施主体	(財)女性労働協会		

施策概要	男性に比べ働く上で困難な状況に直面することが多い女性労働者に対し、職場でのストレスや過労等による精神的・身体的な問題に対処し、女性労働者が健康で、かつ、その能力を十分発揮できるようにするための相談、情報提供などの事業を集中的に行う。							
予算額	17年度	204,727千円	18年度	186,989千円	19年度	177,786千円	20年度	174,611千円
19年度成果目標	① 健康に関する相談件数 2,400件 ② 健康に関する相談を受けたことで、「健康問題に関する具体的な対処方法を見出すことができた」又は「健康問題が具体的に解決された」等、具体的な成果が得られた旨の回答を利用者の80%以上から得る。							
19年度実績	① 2,792件 (2,368件) ② 97.4% (90.9%)							
評価	①②とも目標を上回った。							
20年度成果目標	アウトカム指	健康に関する相談を受けたことで、「健康問題に関する具体的な対処方法を見出すことができた」又は「健康問題が具体的に解決された」等、具体的な成果が得られた旨の回答を利用者の85%以上から得る。						
	アウトプット指	健康に関する相談件数 2,500件						
備考	-							

事業名	総合的短時間労働者対策推進費 (廃止整理対象事業)					事業番号	51	
実施主体	(財)21世紀職業財団							
施策概要	短時間労働者の雇用管理の改善に向けた取組を実施する事業主に対して助成金を支給する。							
予算額	17年度	834,116千円	18年度	766,358千円	19年度	175,489千円	20年度	62,968千円
19年度成果目標	短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けた事業所のうち、支給の1年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合を80%以上とする。							
19年度実績	86.7% (平成20年5月末現在)							
評価	助成金制度の趣旨について周知・広報に努めた結果目標を達成することができた。							

20年度成果目標	アウトカム指	短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けた事業所のうち、支給の1年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合を80%以上とする。
	アウトプット指	助成金支給件数（事業主向け助成金） 245件
備考	-	

事業名	短時間労働者安全衛生対策推進費 【平成20年度重点的目標管理事業】					事業番号	52	
実施主体	(財)21世紀職業財団							
施策概要	正社員との均衡を考慮して短時間労働者の健康診断を実施する事業主に対して助成金を支給する。							
予算額	17年度		18年度		19年度	332,736千円	20年度	368,063千円
19年度成果目標	短時間労働者均衡待遇推進等助成金は、健康診断等制度の導入時と当該制度の継続が確認できた時の2回に分けて支給することとしているが、2回目の支給を受けた事業所について、半年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合を80%以上とする。							
19年度実績	100%（平成20年10月現在）							
評価	平成19年度における本事業の目標は達成したところであるが、引き続き、短時間労働者の安全衛生対策を効果的に推進するため、平成20年度においても、適切な事業運営を図る。							
20年度成果目標	アウトカム指	① 短時間労働者均衡待遇推進等助成金は、健康診断等制度の導入時と当該制度の継続が確認できた時の2回に分けて支給することとしているが、2回目の支給を受けた事業所について、半年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合を80%以上とする。 ② 助成金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合を80%以上とする。						
	アウトプット指	助成金支給件数（事業主向け助成金） 528件						
備考	-							

事業名	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金					事業番号	53	
実施主体	(独)労働政策研究・研修機構							

<p>施策概要</p>	<p>労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資することを目的として以下の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働政策についての総合的な調査及び研究</li> <li>2 労働政策についての情報及び資料収集・整理</li> <li>3 労働政策の研究促進のための研究者及び有識者の海外からの招へい及び海外への派遣</li> <li>4 調査研究結果等の成果の普及及び政策の提言</li> <li>5 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員等に対する研修</li> </ol>							
<p>予算額</p>	<p>17年度</p>	<p>152,627千円</p>	<p>18年度</p>	<p>152,447千円</p>	<p>19年度</p>	<p>150,530千円</p>	<p>20年度</p>	<p>148,288千円</p>
<p>19年度 成果目標</p>	<p>独立行政法人労働政策研究・研修機構の第2期中期目標及び中期計画を達成する。なお、平成19年度における目標及び計画は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 外部評価を受けた研究成果総数のうち、政策的視点等から高い評価を受けた成果の割合を3分の2以上得ること。</li> <li>② プロジェクト研究について、厚生労働省担当部局による評価において、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を80%以上得ること。</li> <li>③ 課題研究について、要請元である厚生労働省による評価において、労働政策の企画立案等への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を90%以上得ること。</li> <li>④ 労働政策研究の成果や機構の事業活動全般について、有識者を対象としたアンケート調査により、3分の2以上の者から有益であるとの評価を得ること。</li> <li>⑤ 調査研究等の成果について、ニュースレターを月1回以上、メールマガジンを週2回以上、関係者に情報発信し、これらの読者へのアンケート調査を行い、有益であると答えた者の割合を80%以上とするようにする。</li> <li>⑥ 情報収集の成果について、政策の企画立案や政策論議の活性化に貢献した実績件数を延べ100件以上とすること。</li> <li>⑦ 労働政策フォーラムの参加者を対象としたアンケート調査において、80%以上の者から有益であるとの評価を得ること。</li> <li>⑧ 研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。</li> </ol>							
<p>19年度 実績</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 達成（外部評価実施件数27件のうち高評価19件、実績70.4%）</li> <li>② 達成（100%（16件））</li> <li>③ 達成（100%（10件））</li> <li>④ 達成（94.7%）</li> <li>⑤ 達成（月1回・95.0%（ニュースレター）、週2回・98.0%（メールマガジン））</li> <li>⑥ 達成（182件）</li> <li>⑦ 達成（91.0%）</li> <li>⑧ 達成（97.2%）</li> </ol>							
<p>評価</p>	<p>独立行政法人評価委員会では、「平成19年度の業務実績については、個別項目に関する評価結果に見られるように、中期目標・中期計画に沿った取組が行われ、中期計画に掲げられた目標値の達成、利用者からの高い有益度及び満足度が確保されていることから、引き続き適正な業務運営が行われていると評価できる。」「取りまとめた研究成果については、外部評価を実施した27件の研究成果のうち19件が優秀（A以上）との評価を得るなど、すべての数値目標において中期計画を上回っており、質の高い研究成果を上げていると言える。なお、特別研究員等の外部人材については、引き続き研究の質的向上に貢献する人材を効果的に活用するとともに、その活用実績を明らかにすることが望ましい。」「労働行政担当職員等に対する研修については、計画どおり進められており、研修生からも高い評価を得ている。また、講義の講師として派遣された研究員の数が延べ76名と、前年度から23名増加しており、研修と研究の連携が一層進展したと評価できる。」、等とされたところであり、引き続き中期目標・中期計画に沿った適正で質の高い業務運営を確保する必要がある。</p>							

20年度成果目標	アウトカム指	① 外部評価を受けた研究成果総数のうち、政策的視点等から高い評価を受けた成果の割合を3分の2以上得ること。 ② プロジェクト研究について、厚生労働省担当部局による評価において、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を80%以上得ること。 ③ 課題研究について、要請元である厚生労働省による評価において、労働政策の企画立案等への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を90%以上得ること。 ④ 調査研究等の成果について、ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査において、80%以上の者から有益であるとの評価を得ること。 ⑤ 情報収集の成果について、白書等への引用等の件数を延べ100件以上とすること。 ⑥ 研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。
	アウトプット指	① 取りまとめた研究成果数（総数（14テーマ）、プロジェクト研究（7テーマ）、課題研究（7テーマ）） ② ニュースレター発行回数（12回）、メールマガジン発行回数（90回以上） ③ 情報収集の成果数（100件以上） ④ 研修生数（3,962人）及びそのうち研修が有意義だったと回答した数（3,368人）
備考	予算額は運営費交付金の額。	

事業名	中小企業福祉事業費 (平成19年度限り廃止事業)				事業番号	54	
実施主体	都道府県知事						
施策概要	1 中小企業における労務管理の向上等を図るため、中小企業労働施策アドバイザーによる指導等の事業を行う都道府県に対して補助を行う。 2 中小企業を中心とする労使双方からの労働相談・情報提供ニーズに的確に対応するため、労働相談員の配置等により相談窓口の高度化・専門化等を図る都道府県に対して補助を行う。						
予算額	17年度	153,634千円	18年度	118,263千円	19年度	50,703千円	20年度
19年度成果目標	中小企業施策アドバイザーにより労務改善指導を行った事業所について、指導後6ヶ月以上経過した事業所を調査対象とし、労務改善済み又は改善途中の事業所の比率を1/2以上とする。						
19年度実績	69%（平成20年6月調査）						
評価	労務改善済み又は改善途中の事業所の比率が1/2を大きく上回り、目標達成。						
備考	-						

事業名	安全衛生関係等調査研究 (平成20年度より「労災関係等調査研究」に変更)				事業番号	55	
実施主体	民間調査機関等						
施策概要	① 個人業務請負契約に基づき就業する者の実態調査（19年度限り） ② 小規模事業場における安全衛生管理体制・活動の実態調査（19年度限り） ③ 石綿による疾病に関する症例収集及び分析 ④ 振動障害診断のための冷水浸漬皮膚温検査法（12℃5分法）に関する調査研究						

予 算 額	17 年 度		18 年 度		19 年 度	40,064 千円	20 年 度	32,947 千円
19 年 度 成 果 目 標	① 調査を適切に実施し、その分析結果をまとめると共に、実効ある対処方針等についても検討し、報告書にまとめる。 ② 実態調査・検討を適切に実施し、国の支援方策の在り方等についての報告書を取りまとめる。 ③ 症例収集及び研究を適切に実施し、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得る。 ④ 調査研究を適切に実施し、報告書を取りまとめ、検査結果の評価のための基礎資料を得る。							
19 年 度 実 績	① 使用従属性が高い業務委託契約者の課題と課題解決の方向性等が分かる報告書を取りまとめた。 ② 調査検討結果に基づき、「小規模事業場における安全衛生管理体制の在り方等に関する調査検討報告書」を平成20年3月に取りまとめた。 ③ 計画書に基づき、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚、石綿肺及び石綿小体にかかる症例及び知見の収集が適切になされ、労災認定のための基礎資料を得た。 ④ 計画書に基づき、冷水浸漬皮膚温検査法（12℃5分法）に係る被験者データの収集が適切に実施され、検査手技検討のための基礎資料を得た。							
評 価	① 平成19年度における本調査研究の目標は達成したところであるが、平成20年度においても、引き続き適切な調査研究を行う。 ② 今後の施策の参考となる調査結果が得られたと評価できる。 ③④ 目標を達成したが、症例等の基礎資料の収集は、労災認定を迅速かつ適正に行っていく上で今後も不可欠なものであり、引き続き実施する必要がある。							
20 年 度 成 果 目 標	ア ウ ト カ ム 指 標	③ 症例収集及び研究を適切に実施し、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得る。 ④ 調査研究を適切に実施し、報告書を取りまとめ、検査手技の評価のための基礎資料を得る。						
	ア ウ ト プ ッ ト 指 標	-						
備 考	-							

事 業 名	トラック運転者に係る改善基準遵守徹底等支援事業 (平成20年度新規事業)					事 業 番 号	56	
実 施 主 体	(社) 全日本トラック協会							
施 策 概 要	依然として長時間労働の実態にあるトラック運転者の就業環境の改善を図るため、長時間労働の抑制・改善基準遵守徹底に取り組んでいる好事例集の作成、好事例集を活用したセミナーの開催、荷主に対する広報などを実施するもの。							
予 算 額	17 年 度		18 年 度		19 年 度		20 年 度	35,012 千円
20 年 度 成 果 目 標	ア ウ ト カ ム 指 標	セミナーに参加したトラック事業者から、「長時間労働の抑制の取組を実施又は検討したい」との回答を80%以上得る。						
	ア ウ ト プ ッ ト 指 標	全国3箇所計900のトラック事業者等を対象にセミナーを開催する。						
備 考	-							

事業名	最新の知見による職業性疾病等の予防対策普及促進等事業 (平成20年度新規事業)						事業番号	57
実施主体	(独)労働安全衛生総合研究所							
施策概要	職業性疾病等について、国内外の第一線の学術研究員によるワークショップを開催するとともに、海外の規制、基準等を収集し、それに基づく専門家による検討等を行う。また、得られた知見等について、セミナー等を実施し、広く情報の共有・提供を図ること等により、予防対策の普及促進等を行う。							
予算額	17年度		18年度		19年度		20年度	53,224千円
20年度 成果 目標	アウトカム 指標	セミナーで提供された研究成果及び最新の知見を、今後の安全衛生活動に活用したいと回答した割合 80%						
	アウトプット 指標	① 学術研究員によるワークショップ開催回数 5回 ② ホームページアクセス件数 10,000件 ③ セミナー開催回数 6回						
備考	-							

事業名	テレワーク普及促進等対策						事業番号	58
実施主体	(社)日本テレワーク協会 (株)エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ							
施策概要	テレワーク相談センターの設置及びテレワーク・セミナーの開催により、テレワーク導入・実施時の労務管理上の留意点について周知・啓発を図るほか、テレワークに関心のある企業等にテレワークを体験する機会を提供することにより、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。							
予算額	17年度		18年度		19年度		20年度	73,907千円
20年度 成果 目標	アウトカム 指標	テレワーク・セミナーの出席者に対しアンケートを実施し、セミナーを踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上とする。						
	アウトプット 指標	① テレワーク相談センターにおける相談件数を600件とする。 ② テレワーク・セミナーにおける1会場当たりの集客数を90名以上とする(「備考」参照)。						
備考	1会場当たりの収容人数は100名。							